

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	熊本地震の被害等を踏まえた貸付けに係る印紙税の免除措置											
税 目	印紙税											
要 望 の 内 容	<p>東日本大震災時には、一定の民間金融機関が、被災者に対して有利な条件で行う金銭の貸付けに係る消費貸借契約について、印紙税の免除が措置<sup>(※)</sup>されているところ。</p> <p>一方、熊本地震の被災者に対して行われる金銭の貸付けに係る消費貸借契約書については、印紙税の免除の対象外となっている。</p> <p>よって、東日本大震災と同様に、熊本地震等の被災者についても、印紙税を 10 年間免除すること。</p> <p>(※) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 47 条</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1495 976"> <tr> <td data-bbox="874 808 1197 869">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1197 808 1356 869">—</td> <td data-bbox="1356 808 1495 869">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 869 1197 929">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1197 869 1356 929">( —</td> <td data-bbox="1356 869 1495 929">百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 929 1197 976">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1197 929 1356 976">( —</td> <td data-bbox="1356 929 1495 976">百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	( —	百万円)	(改正増減収額)	( —	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	( —	百万円)										
(改正増減収額)	( —	百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>熊本地震等の被災地域の復興のため、被災者の負担を軽減するとともに、民間資金の更なる活用を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>熊本地震等の被災地域の被災者の着実な復興は極めて重要な課題であり、本施策を措置することにより、復興に際しての被災者の負担を軽減するとともに、民間資金の更なる活用を促進するもの。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けるための制度・環境整備
		政策の達成目標	熊本地震等の被災地域の復興のため、被災者の負担を軽減するとともに、民間資金の更なる活用を促進すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	熊本地震等の被災地域における被災者に活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本施策は、熊本地震等の被災地域における被災者の負担を軽減するとともに、民間資金の活用を促進するものであり、被災地域における復興を支援する措置として有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	本施策は、一定の消費貸借契約書に係る印紙税について、熊本地震等の被災地域における被災者の負担を軽減するとともに、民間資金の活用を促進するものであり、また、東日本大震災の被災地域の被災者についても同様の税制上の措置があることから、同じく税制上の措置を講じるものとして妥当である。		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	